

# 福岡県公報

平成二十二年二月二十二日  
第三千七十七号  
増刊 ①

## 目次

告示 示(第三百二十一号)

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 二〇

正誤

目次(平成二十二年一月六日福岡県公報第三千五十八号増刊)中

正誤 …………… 二〇

## 告示

福岡県告示第三百二十一号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成十五年九月福岡県告示第二千五百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第四号中「資本」を「資本金」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるものが実施する林業・木材産業改善措置の支援措置を行う中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第

三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。)第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者が団体である場合にその直接若しくは間接の構成員が農工商等連携促進法第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う場合における当該団体である認定中小企業者

第二条第二項中「前項第三号の団体」を「前項第三号及び第五号に掲げる借受資格を有するもの」に改める。

第三条第一項に次の一号を加える。

十三 第二条第一項第五号に掲げるものの連携先の法第三条第一項の林業従事者等(以下「林業従事者等」という。)の経営改善に対する寄与度が高いと認められる次に掲げる措置に必要な資金

イ 林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

ロ 認定中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得

ハ 認定中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得

第四条第一項中「一林業従事者等」の下に「及び一認定中小企業者」を加え、同条第三項の表に次のように加える。

農工商等連携促進法第十二条第二項に規定する資金	十二年以内 (五年以内)
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第九条に規定する資金	十二年以内 (三年以内)

第八条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。  
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。



- (注) 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。
- 2 2表の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。
- 3 項目の欄には、例えば、機械の導入、での間伐の実施、から立木の購入等と記載すること。
- 4 年度別の事業量欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を( )書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
- 5 林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、を付すこと。

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年月日現在)							
区分	総事業費(注1)			資金内訳			
				計 (注2)	改善 資金	その他の 借入金	自己 資金
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

- (注) 1 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

別紙1 [林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合]

## 林業・木材産業改善措置の目標

## 1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資本装備の状況(注1)		
生産等の状況(注2)		
年間収入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円

(注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

## 2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状(注2)	目標(注2)	1との関係(注3)

(注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。

2 現状及び目標の欄は、改善項目の現状と目標を原則として数値で記載すること。

3 1との関係の欄は、本目標と1で記載する年間収入(売上高)又は年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2 [林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

## 林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項 目	現 状	目 標
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

(注) 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項 目	現 状	目 標
従業員数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止(注2)		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

別紙3 [林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

## 林業・木材産業改善措置の目標

項目	現 状	目 標
従 業 員 数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保(注2)		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。

## 別紙4 [機械・施設の導入の場合]

## 林業・木材産業改善措置の内容

\_\_\_\_年度

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
品目		
メーカー		
型式		
規格・能力等		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価	-	円
所要額	-	円
その他 (注2)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	更新・新規 新品・中古( 年製造) 購入・賃貸

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。

2 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5 [森林施業の実施に係るものである場合]

林業・木材産業改善措置の内容

\_\_\_\_\_年度

項 目		内 容					
目 的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり(注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ~ 終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長	所要額
間 伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路 の開設 ・改良							
	計						
合 計							

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 施業対象森林の概要は、所在地、現況(樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積)を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。



別紙6 [権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合]

林業・木材産業改善措置の内容

年度

伐採対象立木(注2,3)										取得 予定 年月 日	取得 対象 立木 (注5)	所要額
立木所 有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積								
	市町村	地番	林小班	人工林(注4)			天然林(注4)					
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積			
計												

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
- 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

様式第2号

林業・木材産業改善資金貸付申請書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

申請者	住所	〒				
	ふりがな	電話番号		生年月日	年齢	職業
	氏名(名称及び代表者名)	印 ( )	年 月 日生		歳	
事業の概要				設立の時期 (個人の場合は事業開始時期)	年 月 日	

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業の内容及び金額			
			事業内容	事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日			千円	千円

償還計画	償還月日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目(平成 年)	千円	6年目(平成 年)	千円	11年目(平成 年)	千円
		2年目(平成 年)	千円	7年目(平成 年)	千円	12年目(平成 年)	千円
		3年目(平成 年)	千円	8年目(平成 年)	千円	13年目(平成 年)	千円
		4年目(平成 年)	千円	9年目(平成 年)	千円	14年目(平成 年)	千円
		5年目(平成 年)	千円	10年目(平成 年)	千円	15年目(平成 年)	千円

連帯債務者	住所	〒				
	ふりがな	電話番号		生年月日	年齢	職業
	氏名	印 ( )	年 月 日生		歳	

連帯保証人	住所	〒				
	ふりがな	電話番号		生年月日	年齢	職業
	氏名	( )	年 月 日生		歳	
	住所	〒				
	ふりがな	電話番号		生年月日	年齢	職業
	氏名	( )	年 月 日生		歳	

担保物件の有無	担保物件の内容
有・無	

※以下の欄は関係機関が記入すること。

受理機関名		受理年月日
事務(再)委託機関		年 月 日
農林事務所		年 月 日
		年 月 日

様式第三号の(表)を次のように改める。

様式第3号

収入印紙  
添付

林業・木材産業改善資金借用証書

1 借受条件等	貸付決定日		年 月 日
	貸付決定番号		
借用金額	千円	利率	無利子
資金の内容			
資金の用途			
最終償還期日			
振込銀行	福岡銀行	支店	
口座番号	普通・当座 口座番号		

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	備考
1	年 月 日	千円	
2	年 月 日	千円	
3	年 月 日	千円	
4	年 月 日	千円	
5	年 月 日	千円	
6	年 月 日	千円	
7	年 月 日	千円	
8	年 月 日	千円	
9	年 月 日	千円	
10	年 月 日	千円	

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。については、福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日  
福岡県知事 殿

債務者 住 所

氏 名

印

連帯債務者

住 所	氏 名	印

連帯保証人

住 所	氏 名	印

様式第四号を次のように改める。

様式第4号

林業・木材産業改善資金借入申込書

平成 年 月 日

融資機関の代表者 殿

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の借入を申し込みます。

申請者	住所	〒				
	ふりがな	電話番号	生年月日	年齢	職業	
	氏名(名称及び代表者名)	印 ( )	年 月 日生	歳		
事業の概要				設立の時期 (個人の場合は事業開始時期)	年 月 日	

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業の内容及び金額			
			事業内容	事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日			千円	千円

償還計画	償還月日	償還年次		償還年次		償還年次		
		1年目(平成 年)	千円	6年目(平成 年)	千円	11年目(平成 年)	千円	
		月 日	2年目(平成 年)	千円	7年目(平成 年)	千円	12年目(平成 年)	千円
			3年目(平成 年)	千円	8年目(平成 年)	千円	13年目(平成 年)	千円
			4年目(平成 年)	千円	9年目(平成 年)	千円	14年目(平成 年)	千円
			5年目(平成 年)	千円	10年目(平成 年)	千円	15年目(平成 年)	千円

連帯債務者	住所	〒				
	ふりがな	電話番号	生年月日	年齢	職業	
	氏名	印 ( )	年 月 日生	歳		

連帯保証人	住所	〒				
	ふりがな	電話番号	生年月日	年齢	職業	
	氏名	( )	年 月 日生	歳		
	住所	〒				
	ふりがな	電話番号	生年月日	年齢	職業	
	氏名	( )	年 月 日生	歳		

担保物件の有無	担保物件の内容	農林漁業信用基金の債務保証の有無
有・無		有・無

改善資金の過去の借入状況	借入年度	貸付決定番号	資金の用途	総事業費(円)	借入額(円)	現在償還残額(円)

※以下の欄は融資機関が記入すること。

受理機関名	受理年月日
	年 月 日

様式第五号中「規程第10条第2項」を「規程第11条第2項」に改める。  
様式第六号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。  
様式第七号を次のように改める。

様式第7号

収入印紙  
添付

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

1 借受条件等	貸付決定日		年 月 日
	貸付決定番号		
	借用金額	千円	利率
	資金の内容	無利子	
	資金の用途		
	最終償還期日		
	振込銀行	銀行	支店
	口座番号	普通・当座	口座番号

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	備考
1	年 月 日	千円	
2	年 月 日	千円	
3	年 月 日	千円	
4	年 月 日	千円	
5	年 月 日	千円	
6	年 月 日	千円	
7	年 月 日	千円	
8	年 月 日	千円	
9	年 月 日	千円	
10	年 月 日	千円	

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。ついては、福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日  
融資機関の代表者 殿

債務者 住 所

氏 名

印

連帯債務者

住 所	氏 名	印

連帯保証人

住 所	氏 名	印



様式第十号を次のように改める。

様式第10号

年 月 日

## 林業・木材産業改善資金事業実施報告書

貸付決定機関の代表者 殿

住 所 〒

電話番号

氏 名

印

( 会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名 )

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

なお、事業計画における内容等については、林業・木材産業改善資金資格認定申請書(変更承認を受けていれば「林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書」)の記載内容と同様です。

## 記

## 1 借受状況

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	
資金借受年月日	年 月 日
借受金額	千円

## 2 資金調達の実績

区分	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業 改善資金	自己資金	その他 ( )
実績	円	円	円	円

(注)借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

## 3 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
事業実施場所	

(注)事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施した場合のみ記入すること。

事業実績				
内容	数量	単価	支払金額	領収書番号
		円	円	
申請時の計画と実績の相違点とその理由				

(注) 1 内容欄には、貸付対象の機械・施設名(型式、規格等)、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

2 研修の場合は、研修実施機関における修了や受講を証明する書類等の写しを添付すること。

以下の欄は確認を行った関係機関が記入すること。

#### 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否				
貸付決定額の確認	貸付決定額	円		
	貸付超過額	円		
	貸付超過の場合の処理経過			
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名(責任者) ㊟			

(注) 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年二月二十二日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第一号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「社団法人遠賀中間医師会」を「社団法人遠賀中間医師会

「社団法人遠賀中間医師会」を「社団法人遠賀中間医師会」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

正誤

22・1・6	発行年月日
3058 増刊	公報 番号
目次	種類
	同上 番号
1	ページ
	上 欄
	下
16	行
	備考
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	正
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	誤